

論文の内容の要旨

論文題目 領域支配の展開と近世

氏名 杉本史子

1

第一編では、近世における、山野河海領域に対する領有権・用益権のありかた、また、山野河海をめぐる紛争解決のありかたを分析した。

一章・二章では、新田開発の問題を素材に、幕府の主張と、それに対する領主・地元民の動向を分析し、山野河海領域の開発権・領有権のありかたを問うた。

新田開発は、単に経済上の問題ではなく、領有制と密接な関係を持つ問題でもあった。幕藩領主にとっては、新たな領地の獲得という性格をもっていたのである。新田開発の主要な対象となった山野河海は、本来的に、個別の領有の対象となりにくく、一種の境界領域として、在地の共同体関係や法の形成の重要な契機となり、同時に、上級権力や国家の統括の要となるという両義的な性格を有しており、これを問うことは、当該社会・国家の性格の一端を明らかにすることにつながる。

ここでは、とくに、個別領内にとりこまれていない境界領域＝私領「地先」に、幕府が推進しようとした「公儀御新田」をとりあげた。

石高をつけられていない地域＝「高外地」は「公儀」のものであるという幕府の主張に接したとき、領主・地元民はこれに反対する論理をもたなかった。しかし、この「高外地＝公儀地」の論理が「公儀御新田」というかたちで、具体的な場で実現されようとしたとき、そこには、集落と耕地を中核とし野山を含んで領域的な掌握を遂げた、地縁的共同体＝村の存在が、また領域的な支配権を模索する個別領主の存在があった。領主・地元民は、「一国一円」領有権・用益権を主張し、「公儀御新田」の企てを実質的に骨抜き化していく。

「公儀御新田」は、私領の「地先」に開発されるものとされたが、幕府は、19世紀初頭、境界領域に「公儀御新田」「公儀御高入」を主張する基準として、さらに「見通し」を採用することを検討し、畿内の新田開発に際して適用しようとした(222ページ参照)。しかし、結局実現できず、以後の法令集成(御触書集成)には、「地先」論は収録されたが、「見通

し」論は、収録されることはなかった。このことは、前述のような、境界領域開発・掌握をめぐる幕府と領主・地元民との相克のなかで、「見通し」論は定着しえなかったことを示している。

三章・四章は、論所をめぐる村の訴訟権を問題とした。一般に、中世から近世の移行は、諸集団の中世的自立性を否定し、紛争解決における自力救済から裁判への移行するものとして理解されている。それに対して、ここでは、中世において、上級裁判権の圏内に明確に位置付けられていたのは、領主身分であったのに対し、17世紀中葉、幕府評定所において、複数支配に関わる論所（境界論・入会論・水論などの総称）は、「百姓公事」とするという原則が確認されたことを明らかにした。

近世においても、新田開発争論・入会争論等は、村の権利の紛争であるとともに、領主の領有と不可分に結びついた問題として存在しており、領主は血縁や人脈を駆使して自己の領有に有利な解決内容を導き出そうと奔走した。しかし、評定所における公事・裁許においては、村が訴訟主体＝公事人として位置付けられ、領主の「直公事」（じきくじ）は否定されていくのである（以上、三章）。

このような、「百姓公事」の原則の背後には、中世後期からの、百姓が土地との結びつきを強めて定住していく過程、百姓の家の形成を前提とした地縁的共同体の成熟による、世代を超え第三者に対抗しうる、村の〈領域の領有〉の実現があったのであり、いわゆる兵農分離はそのうえにたって可能であったと理解している。

また、村にとっては、領主法廷への出訴は、対外的・対内的合意形成の複合構造の一要素であり、領主法廷からは相対的に自律的な秩序が存在していた（四章）。

2

第二編では、近世において幕府が数次にわたって作成を命じた国絵図（くにえず）を取り上げた。

国絵図については、それが領分単位ではなく、国（くに）単位であったことから、近世国家に先行する国家の国制的枠組みとしての国郡制との関連が注目されてきた。国郡制は、古代律令制国家の地域把握の枠組みにその淵源をもつものであり、また、国境（くにざかい）を決定するのは、天皇だとされていた。

六章では、天皇の「叡覧」を名目とした豊臣期の郡絵図、領主間編成を主眼とした17世紀中盤までの国絵図に対し、17世紀と18世紀の交界りに作成された元禄国絵図は、「公儀」と百姓の関係を基盤としたものだったことを明らかにした。

元禄国絵図作成時、幕閣の念頭にあったのは、頻発する境争論に対して、その裁定を統括する「公儀」として、境界領域を掌握することであった。

元禄国絵図作成事業の変転過程は、境界領域把握のための方法の模索であり、その模索の中で、実現可能な方法として次のような方法が選択された。山を絵画的に描写することで国境を描写するという従来の方式を踏襲しつつ、その描写に、それまでの国絵図にはみられなかった内容の小書（こがき＝三行程度の文字記載）が付された。この小書は、国境について、地名と地形上の具体的位置、村間距離を明記しようとするものだったのであり、百姓証文に基づき、国絵図担当者間の国境端絵図（くにざかいはしえず）取り交わしという手続きを得て、国境を「確定」したうえ、記述された。幕府は、個別具体的な認識主体

や、人と人の関係に頼った領域合意の段階を超えた、国境「確定」をめざしたのである。しかし、小書と小書のあいだについては「国境あい知れず」と記述せざるをえなかったように、この国境「確定」は、一定の限界性をもっていた。

百姓の領域認識に基づいた、国境を「確定」・掌握とするという方法の選択には、その土地に定着する「不易」の百姓の認識を把握することが、境界掌握には不可欠であるとの認識が存在していた。それまでの「国」とは異なる新たな「国」が、元禄国絵図に表現され、この「国」の集積として日本図が作成されたのである。

以上の記述のなかでも触れてきたように、近世においては、個別所領を超えた裁定者を「公儀」と呼ぶ用法があり、同じに、境界領域に開発し幕領に組み入れる新田を「公儀」の新田と呼んだ。幕領自体、徳川家領であるとともに、「公儀御領」としての性格を有していた。幕府評定所による国境裁許の文面には、国境裁定と、当該地域が「公儀御新田」適用地であるとの判断が、ともに盛られる場合もあったのである。このような事例は、近世における公私の結合の特質の問題と連なっている。今後は、幕府評定所における裁判の性格とその変遷を、評定所を構成する主体勢力であり、「公儀御新田」の推進主体でもある勘定所の論理とその変遷に注意を払いながら、明らかにしていきたい。

3

1・2でも述べたように、本論文では、文字史料とともに、絵図史料を検討の対象として取上げている。絵図を歴史史料として取り上げる前提として、絵図や地誌を作成するという行為自体が、各歴史段階に固有のありかたを示していると理解している。

第九章では、1・2で述べたような近世理解のうえにたち、地域をある標準化のもとに掌握し地域支配のヘゲモニーを握ろうとする発想、その個性故に地域に注目しようとする発想、自己のアイデンティティーの基盤として地域を叙述するという発想が、ひろく社会のなかに見られるようになったことを、近世の特質ととらえている。

近年の研究成果によれば、近世の成立は、多民族的な地域結合を否定し統一権力が成立してくる過程として理解されている。しかし、国家を超えた諸勢力が多角的な通交を行うなかで作成されたアジア像（「海東諸国総図」）は、近世にはいつて消滅したのではなく、変容を遂げながら、出版という新たな情報形態をとって社会のなかにひろまっていった。本論文では、従来、近世印刷「日本図」の典型とされてきた流宣日本図を、そのひとつに掲げることができると考えている。